

介護保険料（65歳以上）の通知書を発送

七月十日(火)に六十五歳以上の方へ、平成十九年度の介護保険料の通知書を発送しました。

通知書の種類

- ①介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書
特別徴収の方を対象に、年金から天引きになる保険料額を通知。
- ②介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書
今年度の十月から特別徴収が開始・再開される方を対象に、特別徴収分・普通徴収分の保険料額の通知と普通徴収分の期別ごとの納付書を送付（九月まで納付書で納付、十月以降は年金から天引き）。
- ③介護保険料納入通知書

平成19年度の納付月（納期）

①の通知書	②の通知書	③の通知書
4月	7月	7月
6月	8月	8月
8月	9月	9月
10月	10月	10月
12月	12月	11月
2月	2月	12月
		1月
		2月

介護保険料の減免基準

世帯構成	世帯の収入月額	世帯の預貯金額
一人世帯	八万円以下	百万円以下
二人世帯	十二万円以下	百五十万円以下
三人世帯以上	一人増えるごとに四万円を加算した額以下	二百万円以下

*賃貸住宅に居住している世帯は、表中の収入月額・預貯金額が一定基準により加算されます。

普通徴収の方を対象に、保険料額の通知と期別ごとの納付書を送付（口座振替の方は、納付書はありません）。

納付方法と納期

保険料の納付方法には、年齢・退職年金などから天引きする特別徴収と、市から送られる納付書を使って介護保険課（本庁舎一階）・出張所・指定金融機関で納付する普通徴収があります。

年金額が年額十八万円以上の方は、特別徴収です。

年金を受給していない方、年金額が年額十八万円未満の方や年度途中で六十五歳になる方は普通徴収です。

納期は上表のとおりです。
被保険者ひとりひとりに通知
世帯主に通知する国民健康保険税と異なり、六十五歳以上の方の介護保険料は被保険者ごとに算定し、個別に通知します。

介護保険料の減免

以下の①～③のいずれかに該当する場合は、申請により介護保険料が減免される場合があります。

- ①災害により住宅・家財などに損害があつた場合
住宅などに価格の三割以上の損害を受け、かつ生計中心者の前年中の所得金額が一万円以下である場合。
- ②疾病などにより世帯収入に著しい減少があつた場合
世帯の収入が、前年所得の二分の一以下になった場合。
- ③収入が少なく、生活が著しく困窮している場合
世帯全員が、市・県民税非課税かつ市・県民税課税者に扶養されていない方で、右表の基準に該当する場合。

詳しくは、お尋ねください。
問い合わせ：介護保険課保険料資格担当・TEL内線2570

国保税の納税通知書を発送しました

七月十日(火)に、平成十九年度の国民健康保険税(国保税)の納税通知書を発送しました。

この納税通知書は世帯主の方が国保に加入・未加入にかかわらず、世帯主あてに送付しています。加入者の氏名および加入月・年税額については納税通知書に記載してありますので、ご確認ください。

国保税算出の基礎

国保税額は、医療保険分・介護保険分、それぞれの所得割額と均等割額の合計で算出されます。所得割額は前年中の所得を基に計算し、均等割額は加入者の人数により計算します。

納期は年八回

納期限は右下の表のとおりです。期限内に納付をお願いします。

国保税の軽減と減免

申告している所得が少ない世帯は、国保税（医療保険分・介護保険分）の均等割額が軽減されます。軽減割合は、次のとおりです。

平成19年度の納期限

第1期	7月31日(火)
第2期	8月31日(金)
第3期	10月1日(月)
第4期	10月31日(水)
第5期	11月30日(金)
第6期	1月4日(金)
第7期	1月31日(木)
第8期	2月29日(金)

世帯の所得合算額が三十三万円よりも少ない場合Ⅱ六割軽減

世帯の所得合算額が三十三万円＋(二十四万五千円×世帯主を除く加入者数)より少ない場合Ⅱ四割軽減

この軽減措置は、申告された所得で判定します。世帯の中に未申告者がいると、判定できないため、軽減措置が適用されません。国保加入者がいる世帯の世帯主および国保加入者は、所得の有無にかかわらず必ず所得の申告をしてください。

また、災害により損害を受けた世帯や病気などで前年に比べ所得が著しく減少した世帯は、申請により国保税が減免できる場合があります。

詳しくは、お尋ねください。
問い合わせ：国民健康保険課国保資格担当・TEL内線3825

欧米型のがんが増えています

総合保健センター健康増進担当・TEL229・4121

医療技術の進歩により、がんは必ずしも死に直結する疾患ではなくなりました。しかし、いまだに日本人の死因の一位を占め、年間約三十万人ががんで亡くなり、大きな健康課題の一つとなっています。

最近では、「胃がん」「子宮がん」が減り、「肺がん」「大腸がん」が増える傾向にあります。こうした変化は、食生活の欧米化などの生

活習慣の影響が指摘されています。「肺がん」「大腸がん」と同様に欧米型のがんである「乳がん」「肝臓がん」も増加が懸念されています。

一般的にがんの予防には、がんの発生を抑えるような生活を送ること、がんを早期に見出し治療することが重要です。また、初期のがんの場合は自覚症状がないことが多くあります。そのため、定

期的に検診を受けることが大切です。

市で実施しているがん検診は、スクリーニングと呼ばれる検査です。「要精密検査」の結果を受けた場合は、必ず病院での検査を受けましょう。また、胸にしこりがある・血便が出たなど、気になる自覚症状がある場合は、検診の機会を待つより、すぐに受診することをお勧めします。

川越の環境を守るためには？

みんなで取り組む自動車公害対策

皆さんの生活に欠かすことのできない自動車。県の調査では、窒素酸化物排出量の約4割、粒子状物質排出量の約5割が自動車によるものです。第2次川越市環境基本計画では、自動車公害防止対策を重点施策の1つに掲げています。

低公害車への転換

天然ガス自動車・ハイブリット自動車・低燃費かつ低排出ガス認定車などの低公害車を使用することで、大気環境への負荷を低減できます。自動車取得税などの軽減措置を受けられる場合もあります。自動車を購入する際には、低公害車の購入をご検討ください。市の庁用車についても、率先して低公害車への転換を進めています。

環境にやさしい運転技術の習得

まず、アイドリング・ストップから始めてみましょう。県条例では、駐停車時のアイドリングが原則禁止されています。1日10分アイドリングをやめれば、ガソリン乗用車で年間約6,400円もお得になります。

公共交通機関や自転車・徒歩の利用

ひとりひとりが自動車の使用を抑えることも有効な対策です。公共交通機関や自転車・徒歩を利用することを心がけましょう。市では、このような視点をまちづくりにも取り入れ、各種対策を実施していきます。

そのほかにも……

市では冬期の水曜日をノーカーデーとし、庁用車の使用の抑制、市民の皆さんへの啓発を行っています。

問い合わせ…環境保全課大気保全担当・TEL内線2622

Report

消費生活 レポート

147

こんなにやく入りゼリーで事故！

事例

「児童がおやつにこんなにやく入りゼリーを食べたところ、のどに詰まらせて死亡した」という事故が国内で発生しました。

こんなにやく入りゼリーについては、平成九年以降、全国的にたびたび事故が報告されています。そのため、幼児・高齢者には特に注意を呼びかけていましたが、七歳児でも事故が起きてしまいました。



こんなにやく入りゼリーは、のどの奥に入ってしまうと摘出が困難なため、重い呼吸器障害につながるおそれがあります。

また、のどに詰まったときに、背中をたたいても取り出せず、駆けつけた救急隊員が医療用の器具を用いて取り出さなければならない事例が起きました。

消費者へのアドバイス

現状では、事故の再発を防ぐための明確な方策が示されていません。事故防止のためには、子どもや高齢者がこんなにやく入りゼリーを食べることは控える必要があります。

* * *

消費生活相談

生活情報センター・市民相談室分室で行っています。詳しくは、毎月二十五日発行の広報川越・市民相談案内をご覧ください。

問い合わせ…生活情報センター（アトレ六階）

TEL 226・7066